

返済不能になる「多重債務」 家族や専門機関に相談を

複数の業者からお金を借りていて、返しきれなくなる状況を「多重債務」といいます。近年の特徴としては、想定外の収入の減少により生活費を補おうとしたことをきっかけに、いくつもの借金を背負い込むことになったという相談が多く寄せられています。

▼十数年前、65歳まで働くつもりで住宅ローンの借り換えをした。しかし、職場の都合で60歳までしか働けず予定が狂ってしまった。再就職したが、けがをして働けなくなった。年金だけではローンの返済ができず、クレジットカードのキャッシングや金融機関のカードローンを繰り返していたが、ローンもキャッシングの返済もできなくなった。(60代・男性)

▼入院、休職、引っ越しなどによりお金が足りなくなり、7社のクレジットカードのリボルビング払いによる利用を繰り返してきた。現在は転職し収入があるものの、リボルビング払いの手数料がかさみ返済が非常に苦しい。対処法はないか。(40代・男性)

生活費不足を補うために軽い気持ちで一時的な借金をしたつもりが、借金返済のためのお金が必要になり、さらなる借金を重ねるという悪循環に陥ってしまった場合、自分の力で解決することは非常に困難です。返済の見通しのたたない安易な借金は避けましょう。

クレジットカードの利用も「借金」契約で、後日お金を支払うことに変わりはありません。

クレジットカードの支払い方法には、一括払いや分割払いのほかに、利用金額や件数にかかわらず毎月一定の額や割合を支払うリボルビング払いがありますが、リボルビング払いは月々の支払を一定額に抑えられる反面、支払い期間が長期化することで手数料がかさむため、利用には注意が必要です。

万が一、借金の返済が難しくなったら、早めに家族や専門の相談機関に相談し、解決策を探ることが重要です。県や市町村の消費生活相談窓口にご相談すると、相談員が解決に向けてアドバイスをします。また、県が無料で実施する多重債務相談会(月1回・事前予約制)で、法律専門家(弁護士・司法書士)から解決方法について助言を得ることもできます。一人で悩まず、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。